

長野県工科短期大学校職務分担規程

平成 23 年 4 月 1 日
長野県工科短期大学校
校長 藤井 恒男

(目的)

第1条 この規程は、長野県工科短期大学校の職務に関し、効率的かつ効果的な学校運営を目指すため、長野県組織規則（規則第16号）に基づき、業務による分担をとりきめる。

(職務の分担)

第2条

- (1) 校長 校務の掌理及び所属職員の指揮監督
- (2) 副校長 校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
- (3) 学科主任 学科の教育活動に関する事項の連絡調整、指導、助言
- (4) 教授 特に優れた知識、能力及び実績に基づく学生の教授若しくはその研究の指導または研究
- (5) 准教授 優れた知識、能力及び実績に基づく学生の教授若しくはその研究の指導または研究
- (6) 講師 教授または准教授に準ずる職務
- (7) 事務局長 校務の分掌及び所属職員の指揮監督
- (8) 事務局次長 事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
- (9) 事務局員 長野県組織条例第121条の2に定める事務

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は別に定めることができる

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。